



2023年5月2日

各 位

会 社 名 リリカラ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 末松 博貴
(コード番号 9827)
問 合 せ 先
役職・氏名 代表取締役専務執行役員 今福 宏
電 話 03-3366-7845

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2023年4月28日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本書面」といいます。）を2023年5月1日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

株主名 山田俊之

※総株主の議決権の100分の3以上に相当する議決権を6か月前より引き続き有する株主です。

2. 本請求の内容

①株主総会の目的たる事項

議案1 取締役1名解任の件

議案2 取締役2名選任の件

②招集の理由

本請求を原文のまま別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第速やかに開示いたします。

以 上

【別紙】

2023年4月28日

〒160-8315
東京都新宿区西新宿7丁目5番20号
リリカラ株式会社
代表取締役社長執行役員 末松 博貴 殿

〒100-0006
東京都千代田区有楽町1丁目5番1号 日比谷マリンビル5階
日比谷パーク法律事務所
電話 03-5532-8888 FAX 03-5532-8800
請求者 山田 俊之

上記請求者代理人

西本

強



同

柴田 佳樹



臨時株主総会招集請求書

請求者である山田俊之（以下「請求者」という。）は、リリカラ株式会社（以下「当社」という。）の総株主の議決権の3%以上に相当する株式を6か月以上前から継続して保有している株主として、会社法第297条第1項に基づき、下記のとおり、本書到達の日から8週間以内の日を株主総会の日とする当社の臨時株主総会の招集を、本書面をもって請求します。

記

- 1 別紙1第1記載の「株主総会の目的である事項」を目的とする株主総会を招集すること
- 2 別紙1第2記載の議案の要領及び提案の理由を、上記株主総会の招集通知及び株主総会参考書類に記載すること

また、2023年5月18日までに、書面により、基準日公告実施予定日、招集通知発出予定日及び株主総会開催予定日をご回答ください。これらについて期日までにご回答をいただけない場合には、遅滞なく株主総会の招集手続を行っていただく見込みがないものと判断致します。

なお、本臨時株主総会招集請求書の添付書類として、別紙2記載の各書類を本臨時株主総会招集請求書と同封して提出致します。

本請求に関する今後の問い合わせ等は、頭書記載の代理人宛てにお願い致します。

(別紙 1)

第 1 株主総会の目的である事項

議題 1

取締役 1 名解任の件

議題 2

取締役 2 名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由

*以下の各議題は、第1号議案は1つの議案、第2号議案は2つの議案（各取締役の選任議案）から構成されております。提案理由は、各議案につき400字以内という字数制限を踏まえております。

1 第1号議案 取締役1名解任の件（議題1）

(1) 議案の要領

今福宏氏を取締役から解任する。

(2) 提案の理由

当社業績予想によれば、2023年12月期は大幅な減益・減配の見込みですが、このような現状を開示し、当社の中長期的かつ持続的な成長を実現するには、主力のインテリア事業の伸長に加え、その他の事業の成長が不可欠です。しかし、今福宏氏は、当社の新たな成長事業であった不動産・リノベーション事業の事実上の廃止を支持するなど、事業拡大に消極的です。

また、当社では、2022年から代表取締役社長の交代が繰り返され、監査等委員である社外取締役の全員が一度に交替するなど、経営上の混乱が続いています。今福宏氏は、このような事態を招く原因の一端を担ったものであり、その責任は極めて重いといわざるを得ません。

これらの事情に加え、2023年3月30日の当社定時株主総会後も、当社の現社員や取引先から経営上の混乱に対する憂慮の声が絶えないことから、経営陣を再編成し、盤石な経営体制の構築が必要不可欠との判断に至り、本議案を提案するものであります。

2 第2号議案 取締役2名選任の件（議題2）

(1) 議案の要領

山田俊之氏及び石原一裕氏を取締役に選任する。

(2) 提案の理由

前記のとおり、2022年から続く経営体制の混乱を収めて当社を再び成長軌道に乗せるためには、経営陣を再編成し、盤石な経営体制を構築することが至上命題です。山田俊之氏及び石原一裕氏は、この喫緊の課題を解決するのに適任であることから、本議案を提案するものであります。

両氏を（社外）取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりです。

山田俊之氏は、1993年に当社に入社して以来、経営企画部長等の要職を歴任し、2005年には代表取締役最高執行責任者、2006年には代表取締役社長に就任、以後16年にわたり、

当社の経営を牽引するのみならず、積極的な中期経営計画を策定し、当社の成長エンジンとして不動産事業・リノベーション事業を開始し、軌道に乗せるなど、強いリーダーシップの持ち主であり、当社の企業価値向上を図るのに適した人材であります。また、山田俊之氏は、当社社長としての在任期間中、経営のみならず、様々な改革を行い、当社ガバナンスの基礎を築いた実績があることから、大胆なガバナンス改革を実行する上でも適任の人材であります。こうしたことから、山田俊之氏を取締役として選任することを提案致します。

石原一裕氏は、1973 年に株式会社三菱銀行（現株式会社三菱 UFJ 銀行）に入社して以来、約 30 年にわたり様々な職務に従事し、金融・財務面の豊富な知見を有しています。また、石原一裕氏は、2005 年 8 月にショーボンド建設株式会社（当時東証一部上場）の代表取締役社長に就任、2008 年 1 月に株式移転によりグループ会社の再編を断行し、ショーボンドホールディングス株式会社（現東証プライム市場上場）の代表取締役社長として同グループの経営を牽引した実績を有しております。このように、石原一裕氏は、社外取締役として、事業面の成長戦略の立案実行への貢献はもちろん、財務面からのモニタリングにも期待できることから、社外取締役として選任することを提案致します。

(3) 候補者の氏名、略歴等

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数	特別利 害関係 の有無
山田 俊之 (1962年12月13日生)	<p>1985年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1993年4月 当社入社</p> <p>1997年12月 経営企画部長</p> <p>1999年3月 常務取締役総務本部長兼企画本部長</p> <p>2000年3月 専務取締役総務本部長兼企画本部長</p> <p>2001年3月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長</p> <p>2002年7月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括</p> <p>2003年4月 取締役専務執行役員総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括</p> <p>2005年6月 代表取締役最高執行責任者</p> <p>2006年9月 代表取締役社長</p> <p>2021年3月 代表取締役社長執行役員</p>	1,642,000 株	なし
石原 一裕 (1949年4月18日生)	<p>1973年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2002年2月 同行法人営業部長</p> <p>2002年9月 ショーボンド建設株式会社常務取締役</p> <p>2005年8月 同社代表取締役社長</p> <p>2008年1月 ショーボンドホールディングス株式会社代表取締役社長</p> <p>2010年1月 ショーボンド建設株式会社代表取締役副会長</p> <p>2017年9月 ショーボンドホールディングス株式会社特別顧問</p> <p>2019年6月 株式会社川金ホールディングス</p>	0株	なし

	社外監査役（現任） 2020年3月 ローランド株式会社社外監査役 (現任)		
--	---	--	--

第3 招集の理由

当社の中長期的な企業価値の向上のためには、経営体制の整備が不可欠であり、取締役の構成の再編を目的として臨時株主総会を招集致します。

すなわち、当社の2023年12月期業績予想によれば、2022年12月期の好業績は一時的なものにとどまり、2023年12月期は大幅な減益かつ減配となる見込みですが、当社を中長期的かつ持続的に成長させるためには、主力のインテリア事業の伸長に加え、その他の事業の成長が必要不可欠です。

現状進行している中期経営計画においては、「新たなビジネスチャンスの取り込み」「事業構造の変革」を目指しておりますが、昨年来の当社経営陣は、新たな成長事業であった不動産・リノベーション事業の事実上の廃止を行うなど、事業拡大に消極的であります。今後、業績並びに事業拡大の停滞を打破するためには、一刻も早く積極果敢で強いリーダーシップを持つ取締役を追加選任し、企業成長へのスピードアップを図る必要があります。

このように事業拡大に重点的に取り組むべき局面でありながら、当社においては、代表取締役社長の交代が繰り返され、かつ、監査等委員である社外取締役の全員が一度に交替するなど、連続性のない経営上の混乱が続いており、経営体制は極めて不安定な状況であります。

こうしたことから、請求者は、近時の経営の混乱を収めて当社を再び成長軌道に乗せるためには、経営陣を再編成し、盤石な経営体制を構築することが必要不可欠との判断に至り、臨時株主総会の招集請求を行うに至ったものであります。

以上

(別紙2)

- 1 個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書
- 2 委任状
- 3 請求者の本人確認書類 印鑑証明書
- 4 代理人弁護士の本人確認書類 登録等証明書（2通）